

家賃が払えず家を出なければならない



休業により給与が減ってしまった
失業してしまった
自営業を廃業した・・・など

一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します

住居確保給付金は、離職・廃業、または休業等により収入が減少し、下記の収入基準額以下の世帯へ一定期間（原則3ヶ月）家賃相当額を支給（不動産業者などの口座へ直接振込）します。同時に、自立相談支援機関（神栖市社協）による就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けて支援します。

住居確保給付金の審査・支給は神栖市福祉事務所が行います。

利用対象となる方と支給家賃等

項目			
<input type="checkbox"/>	離職・廃業した日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？		
<input type="checkbox"/>	世帯生計を主として維持していましたか？（申請は生計中心者が減収していることが必要です）		
<input type="checkbox"/>	求職活動は行っていますか？（支給決定後、毎月1回求職活動状況報告書の提出が必要となります）		
<input type="checkbox"/>	世帯全体の月の収入基準額と金融資産額が下記の金額以下ですか？		
■収入要件		■資産要件	
世帯区分	基準額	支給家賃 (上限額)	収入基準額
単身	78,000円	34,000円	112,000円
2人	115,000円	41,000円	156,000円
3人	140,000円	44,000円	184,000円
4人	175,000円		219,000円
5人	209,000円	53,000円	253,000円
6人	242,000円		290,000円
7人	275,000円		328,000円
8人	308,000円		361,000円
9人	337,000円	419,000円	390,000円
10人	366,000円		419,000円
世帯区分	金融資産の 上限額		
単身	468,000円		
2人	690,000円		
3人	840,000円		
4人以上	1,000,000円		
■世帯収入額が基準額を超える場合			
基準額 + 家賃額 - 世帯収入 = 支給額			
例) 単身世帯で10万円の収入で家賃5万円の場合			
78,000円 + 50,000円 - 100,000円 = 支給額28,000円			
※給与収入の場合、交通費を除く総支給額			